

令和 7 年第 1 1 回

座間市農業委員会定例総会

日時 令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）

午後 1 時 3 0 分

場所 座間市役所 6 F 全員協議会室

第 1 1 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 1 1 月 2 5 日、第 1 1 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1 森 川 保
2 草 薙 初 夫
3 若 菜 成 之
4 曾 根 将 彦
5 池 上 元 徳
6 吉 川 稔 恒

7 吉 川 充
8 小 泉 聡
9 鈴 野 伸 吾
1 0 吉 川 浩 正
1 1 市 川 芳 明
1 2 山 村 優 子

会議を欠席した委員

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 中 村 政 秀 |
| 2 | 事務局次長 | 曾 根 和 士 |
| 3 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 4 | 主 事 補 | 関 口 裕 介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第20号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第21号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第34号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第35号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第36号 農用地利用集積等促進計画について

その他

午後 1 時34分開会

- 議長 それではただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。
- これより、令和 7 年第11回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。
- それでは本日の議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配布されておりますとおり、定めましたのでご了承願います。
- 日程第 1、議事録署名委員の指名について。
- 座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、6 番吉川稔恒委員、9 番鈴野伸吾委員の両名を指名いたします。
- 次に日程第 2、諸報告について事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは、日程第 2 諸報告でございます。資料をご覧ください。
- まずは、1 の会務報告です。今回は 1 0 月 3 0 日から、1 1 月 2 4 日までの概要でございます。先月、1 0 月 3 0 日（木）、この場所におきまして、令和 7 年第10回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、3 件、5 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、7 件、9 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決件 13 筆の 1 議案につきまして、ご審議・ご承認をいただきましたので、事後、それぞれ所要の手続きをいたしました。また、翌日 1 0 月 3 1 日（金）に海老名市役所で開催された県央地区農業委員会連合会会議に、職務代理と私が出席しております。
- 1 1 月 6 日（木）に横浜市内で開催された県農業委員会活動推進大会に、農業委員、推進委員、事務局が出席しました。1 1 月 8 日（土）に海老名市内で開催された「秋田県大仙市と座間市の交流会に、会長が出席されています。1 1 月 1 2 日（水）には、会長と農振部会長で、農業施策に関する意見書を市長へ提出しまし 1 9 日（水）に横浜市内で開催された、農業会議の常設審議委員会に会長が出席されました。1 1 月 2 0 日（木）には、農地部会を開催し、本日の議案について、事前協議を行なっています。続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は、合計 2 件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理をさせていただきました。諸報告は以上でございます。
- 議長 ただいま、事務局より報告がございました。報告に対し、ご質疑ございませんか。
- （「な し」と呼ぶ者あり）
- 議長 本件報告ですので、ご了承願います。
- 次に日程第 3、報告第20号、農地法第 4 条の規定に基づく農地転用届出について

及び、日程第4、報告第21号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出についてを事務局より、報告を求めます。

事務局

日程第3、報告第20号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年11月25日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

続きまして、日程第4、報告第21号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年11月25日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

次第最終ページの総括表をご覧ください。農地法第4条届出について、地目畑が1筆地積合計286㎡、農地法第5条届出について、地目田が2筆、畑が6筆、地積合計933.80㎡、合計としまして、田が2筆、地積19.46㎡。畑が7筆、地積合計1200.34㎡で届出件数が6件でございます。以上です。

議長

ただいま、まとめて報告がございました。報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

本件報告ですので、ご了承願います。次に、日程第5、議案第34号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、及び、日程第6、議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。以上の2議案は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。なお、採決については個別に行います。それでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは事務局より、提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第34号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年11月25日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に、3年毎に税務署に提出する引き続き農業経営を行っている旨の証明書でございます。

資料の3ページをご覧ください。

まず申請人でございます。座間市入谷東一丁目[]、[]。引き続き農業経営を行っている期間、令和5年1月31日から令和7年11月25日、特例適用農地の明細は番号1、入谷西5丁目[]、地目田、地積433㎡。番号2、入谷西5丁目[]、地目田、地積201.5㎡。番号3、入谷西5丁目[]、地目田、地積271㎡。番号4、新田宿字向新田[]、地目田、地積500.5㎡。番号5、新田宿字向新田[]、地目畑、地積97.5㎡。番号6、入谷東1丁目[]、地目畑、地積324㎡。合計6筆、1827.5㎡でございます。なお、番号1から番号5までの農地の面積は、妻である[]さんとの共有物件で、持分2分の1のため、登記面積の半分の面積での標記となります。

続けて説明させていただきます。日程第6、議案第35号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年11月25日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の4ページをご覧ください。

申請人は、さきほどの議案第34号の[]さんの妻である、[]さんです。引き続き農業経営を行っている期間、令和5年1月31日～令和7年11月25日。特例適用農地は、番号1から番号6までの、合計6筆、1782.5㎡でございます。先の議案と同様にこちらについても、番号1から番号5までの[]さんとの共有物件の面積は、登記面積の半分の面積での標記となります。番号1、入谷西5丁目[]、地目田、地積433㎡。番号2、入谷西5丁目[]、地目畑、地積201.5㎡。番号3、入谷西5丁目[]、地目畑、地積271㎡。番号4、新田宿字向新田[]、地目田、地積500.5㎡。番号5、新田宿字向新田[]、地目畑、地積97.5㎡。番号6、入谷東1丁目[]、地目畑、地積279㎡。

場所につきましては、資料の案内図5ページから7ページです。両議案共通の案内図とさせていただきましたが、5ページは、入谷駅西側の田・畑3筆、6ページは、新田宿の田・畑2筆、また、7ページは、谷戸山公園北側に位置する畑が申

請人ごとにそれぞれ1筆ずつございます。

■さんについては、平成10年5月に当該農地を相続し、相続税の納税猶予を受けられました。引き続きの証明は今回9回目の申請でございます。特例適用農地の①～⑤につきましては、■さんと妻である■さんが2分の1ずつ所有する共有物件であり、案内図7ページの■⑥と、■⑥は、■さん、■さんそれぞれの単独所有農地でございます。農地の状況としましては、現況写真がありますので、タブレット又はテレビモニターにてご確認をお願いいたします。

平成21年度の納税猶予制度改正により、納税猶予の適用を受けている農地でも一定の条件で貸付ができるようになりました。①～⑤は市街化調整区域のため農業経営基盤強化促進法に基づく貸借を行っております。これを納税猶予制度上では特定貸付を行っている農地ということになっております。また、⑥の農地については、市街化区域内における生産緑地の指定を受けている農地であり、■さんにつきましては、障害で営農が困難であることから、市街化区域内農地のため、利用集積ではなく農地法第3条による貸借を行っております。こちらは納税猶予制度上、営農困難時貸付を行っている農地ということになります。■さんについては、トラクターを所有し、農地の管理をしております。なお、特定貸付を行っている農地の耕作者は、①の農地については、■さん、②と③については■さん、④と⑤が■さんです。内容につきましては以上になります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、議案第34号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について及び、議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について提案理由並びに補足説明がございました。本案は、先の農地部会において、協議検討されております。市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 11月20日に農地部会を開きまして、この件について検討いたしました。詳しい概要は事務局の説明の通りであります。1から6までモニターによる画像で各耕作状況確認できましたので、現地調査は行いませんでした。ただ、番号6の市街化の畑について、画像でもちょっと作付けの様子が見受けられないので、どうかということで、私がその管理している■さんと話をしてきました。先ほど説明あった通り、トラクターを■さんが持ってるんでそのトラクターを使って耕運しているということなんですけども、山が生い茂ってて、野菜の作付けが非常に難しいとい

うことで、今まで■■■さんがそこを春の野菜苗の置き場、秋の野菜の置き場として使ってるということを伺いました。そういった意味を含めまして、農地部会としては、承認ということで意見をまとめましたので報告させていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 議案第34号及び、議案第35号の地区担当委員は草薙初夫委員です。地区担当委員としての発言を求めます。

草 薙 委 員 21日午前中に1番から6番、現地調査を行って参りました。部会長がただいま報告された通り、1番から5番については耕作が認められます。問題ない、と思います。6番につきましては、長らく耕作がされていないように見受けられました。21日の調査時では、トラクターが入って耕運がされたように見受けられました。ただ今後については部会長の報告の通りでということでありますので、承認とされるのがよろしいかなと考えます。以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。議案第34号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案部会長報告は承認であります。部会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決しました。次に議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案部会長報告は、承認であります。部会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決しました。次に日程第7、議案第36号、農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。なお、本案につきまして、議席番号■■■、■■■委員、■■■、■■■委員は、当事者でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いします。

(■■■委員、■■■委員退室)

それでは、事務局より、提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第7、議案第36号、農用地利用集積等促進計画について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成の要請をしたいので承認を求めます。

令和7年11月25日 座間市農業委員会会長 小泉聡。

本件の農用地利用集積等促進計画は、先月の議案でもありましたが、制度の説明をします。

これまで農地の貸借というと、主に地権者と耕作者が直接相対で貸借をしておりました農用地利用集積計画と、もう一つは、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が地権者から借りて、耕作者に利用させる方式の二つに分かれていました。これが、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、令和7年4月以降は、新規及び更新の相対契約は廃止となりました。現在、農地貸借は、農地中間管理機構を経由した方法による貸借の農用地利用集積等促進計画に一本化されています。それでは、議案の説明に移ります。

本件は、農業委員会の農用地の利用の最適化に関する活動に係る調整結果を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請をしたいのでその内容をご審議いただくものです。今回は、新規分及び農用地利用集積計画からの更新分の2種類ございます。まず、新規分ですが、資料の8ページのご確認をお願いいたします。まず貸手ですが、座間市入谷西4丁目 [] にお住いの [] さんです。貸借の対象となる農地は、入谷西5丁目 []。地目田、面積991㎡です。利用権の種類は使用貸借。借人につきましては、座間市座間1丁目 [] にお住いの [] さんです。なお、促進計画は、農地中間管理機構を経由した貸し借りですので、同じ筆に対して2つの利用権設定となります。期間といたしましては令和8年1月1日から令和12年12月31日までの5年となっております。

農地の場所は、9ページ案内図をご覧ください。座間高校西側の市街化調整区域内の田1筆です。

本件の促進計画につきましては、借り手側の農業経営や農地の利用状況、農業の常時従事など審査をしていただくものとなります。借り手の [] さんですが、10年ほど前から市内の田んぼを借り、水稻を6反ほどの面積にて耕作されております。

農機具はトラクターや田植え機などを所有し、耕作されています。

次に更新分についてですが、別にお配りした議案第36号追加資料のご確認をお願いいたします。

毎年、この時期には、農地の貸し借りの期間が到来したものについて継続更新の手続が必要となります。先般、事務局から双方当事者へ継続等の意向確認の連絡を行いまして、追加資料のとおり継続の申し出がありましたので、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請をしたいということになります。貸し借りの内容につきましては、資料のとおりですので御確認をお願いいたします。議案内容につきましては以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、議案第36号、農用地利用集積等促進計画について、提案理由並びに補足説明がございました。ただいまの説明を参考に、これより質疑に入りますご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を打ち切り、これより、採決を行います。議案第36号、農用地利用集積等促進計画について、承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員。よって、議案第36号は、原案のとおり承認することに決しました。それでは、 委員、 委員の入室を許可します。

（ 委員、 委員入室）

 委員、 委員にお伝えいたします。ただいま、議案第36号、農用地利用集積等促進計画につきましては、全員の賛成で承認いたしましたので、申し伝えます。

以上で、議案審議は全て終了しました。委員の皆様、推進委員の皆様、ここまですべて何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 無いようですので、以上で、令和7年第11回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時55分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

6 番 _____

9 番 _____